

厚真町新規事業開発支援事業公募要領

1. 事業の目的

民間事業者等が地域の金融機関等と連携しながら事業化段階で実施に要する経費を確保する場合において、その経費の一部を補助することにより、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での新たな経済循環の創造を図る。

2. 応募対象となる事業

地域資源を活かした先進的で持続可能な事業であって、次の各号のいずれも該当する事業とする。

- (1) 補助金事業者が新たに行う事業であること。
- (2) 補助対象事業の総額が100万円を超えるものであること。
- (3) 補助対象経費のうち、補助金事業者が地域金融機関から受ける融資額（以下「融資額」という。）が厚真町新規事業開発支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条に規定する公費による補助額と同額以上であり、当該融資は無担保・無保証の融資であること。
- (4) 補助を受けて進める事業により、1名以上の新規雇用（パート含む）を創出するか、補助額の2倍以上の売上額の増加が事業計画の目標値として設定されていること。なお、目標を達成するための期間は、3年程度とする。

3. 応募者の要件

事業主体として応募できる者（個人又は法人（以下「事業者等」という。）、個人または従業員が親族のみで構成されている民間事業者（以下「事業者」という。）であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、町長が適切でないとは判断した場合は、この限りではない。

- (1) 補助金の応募を行う日において、現に厚真町内に住所を有する個人
- (2) 補助金の応募を行う日において、現に法人登記簿上の本社所在地を厚真町内に置く法人（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条で定める中小企業者に限る。）

2 応募しようとする事業者等は、次の各号いずれかに該当する者であってはならない。ただし、前項第2号の法人の役員等は、次の第2号から第7号までのいずれかに該当する者であってはならない。

- (1) 市町村税を滞納している者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団員又は暴力団に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 事業者等の常時使用する従業員数が10名以上の者
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の許可を必要とする事業でないこと。
- (9) その他町長が適当でないとした者

4. 応募方法等

応募しようとする事業者等は、別に定める日までに以下の関係書類を作成し、厚真町産業経済課に2部（正本1部、副本1部）及び電子データ（CD-R等）を提出することとする。

なお、過去に認定を受けた同一事業者等の再度の同一計画についての応募はできないこととする。

- (1) 新規事業開発支援実施計画書（A-1、A-2、A-3様式）
- (2) 新規事業開発支援実施計画書（B様式）
- (3) 個人の場合は住民票、法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

5. 審査委員会

事業の認定を行うための審査機関として、厚真町新規事業開発支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会は、前項の規定により提出された書類について審査し、認定が適当と認められる事業を選考する。なお、審査委員会の組織及び運営については別に定める。

6. 認定方法等

応募のあった事業計画の採否については、審査委員会において、別表の審

査基準を基にヒアリングを行い、その結果を受けて町長が予算の範囲内で補助対象事業を認定し決定する。なお、認定結果については、応募者あてに通知する。

7. 補助金等の交付決定後の手続と事業の実施

町から交付決定通知を受けた事業者等は、別に定める厚真町新規事業開発支援事業補助金交付要綱に基づき、速やかに必要書類を提出し、適正な事業実施をすることとする。

8. 事業完了後の手続

適切に事業が完了した場合は、要綱第11条に定める新規事業開発支援事業補助金実績報告書及び、厚真町補助金等交付規則第13条に定める補助事業等実績報告書の提出を行うことができるものとする。

9. 成果の発表等

町長は補助事業に係る事業の操業状況及び雇用状況等についての報告を求めることができることとする。また、町長は必要に応じて成果等の発表を行わせることができることとする。

10. 専門家の経営指導等

町長は、必要に応じて事業者等に専門機関の経営指導等を受けさせることができるものとする。

附 則

この要領は、平成30年12月14日から施行する。